

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 4 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時		令和 7 年 8 月 19 日（火）9 時 59 分～12 時 01 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	川口俊一 松本俊哉 瀬口毅士
	労側委員（3 名）	海蔵伸一 白石裕治 眞下浩一
	使側委員（3 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎
	事務局（3 名）	藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他 3	
配付資料	1 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策 2 各都道府県の賃上げ支援施策 3 鹿児島労働局ホームページへの意見投稿 机上配布 令和 7 年度地域別最低賃金の審議・決定状況	

川口部会長

皆さん、おはようございます。お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから令和 7 年度第 4 回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

議事に先立ちまして、本日の部会の成立について事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

本日は、公益委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名、合計 9 名全員のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、事務局にて、本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、11 名の傍聴の希望と報道機関 7 社からの取材の希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は成立しているとのことですので、これから審議

を始めたいと思いますが、今、事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材の希望者がいらっしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場については公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料の配付をお願いいたします。

< 事務局：傍聴者、取材者を案内 >

○ 川口部会長

それでは早速、審議に入りたいと思います。

まず、事務局から報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

本日お配りした資料について説明いたします。まず、本日の配付資料につきましては、表紙裏面に記載のとおり、資料 1 から 3 までとなっており、資料 1、2 は、国及び各都道府県による最低賃金や賃金引上げに係る支援施策の資料を、資料 3 は、鹿児島労働局ホームページに寄せられた最低賃金の審議に係る意見をつけさせていただいております。さらに、現時点で事務局にて把握している各局の審議、決定状況等を一覧にまとめたものを机上配付させていただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

○ 濱上委員

使用者委員の濱上です。

各地域の結審状況ということで出ていますけれども、効力発生日につきまして、機械的に決まってないところもありますけれど、これについては何か情報が入ってますでしょうか。

○ 藤原労働基準部長

事務局、藤原でございます。

今のご質問のところについてなんですけれども、発効日に関しましては、地域別最低賃金額の改定後の発効日については、法令上、特定の日付が定められているものではなく、地方最低賃金審議会における審議を通して各地域の実情に即して決定されるものであると

いう認識でございます。

○ 濱上委員

ということは、審議会の中で議論をしていくということですね。

○ 藤原労働基準部長

はい。そういうことになります。

○ 濱上委員

ありがとうございます。

○ 川口部会長

ほかには何かご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

それでは、具体的な審議に入っていきたいと思います。

前回の第3回の専門部会において、まず労側としては、物価高による労働者の生計費等を考えると目安を上回る引上げが必要として、88円の引上げで1,041円。一方、使側としては、引上げは必要であるとしながらも原材料費の高騰や価格転嫁ができていない企業等もあるとの訴えがあり、具体的な金額の提示はできないとの検討結果が示され、これ以上の審議を進めることは困難であると判断して、前回の専門部会を閉じたところでございます。

前回、具体的な金額提示は労側のみで、使側からは行われなかったところですが、改めて、その後の検討結果等について、まずは使側から説明等お願いいたしたいと思います。

○ 濱上委員

濱上です。

数字の提示につきましては、今ありましたように、他の県もどんどん結審をしていく中で、正直、色々、非常に苦慮しております。そういった中で、公益委員の皆さんと二者協議でお話をさせていただきたいと思っており、再度、また使用者側としての意見を述べさせていただきます。

○ 岩田委員

おはようございます。使用者側の岩田でございます。本日は使用者側の立場から意見を

述べさせていただきますとともに、経営者としての意見を交えて話をさせていただければと思います。

まず、従業員の生活安定は大切であり、最低賃金の改善は社会全体の流れであることは十分に理解しています。中央から本年度、全国一律で64円のCランクですが、引上げ目安が示されております。この動きそのものが労働者の生活を支える重要な施策であるということも承知しております。私共も全国の大きな流れを止めるつもりはございません。

しかしながら、鹿児島県の産業構造や経営環境を考えますと、中央の一律目安をそのまま当てはめることは大きな懸念がございます。鹿児島では中小零細企業の割合が高く、観光・サービス業や食品製造、農林水産関連など、人件費比率の高い産業が中心です。加えて、県内の経済環境は厳しさを増しておりまして、南日本新聞 8月16日付けの記事でも、県内企業の業況判断指数は大幅に悪化し、特に製造業は急速に冷え込んでいると報じられました。

こうした状況の中で大幅引上げを一度に行えば、人件費総額の増大を吸収できず、価格転嫁も困難であるため、事業継続や雇用維持に深刻な影響を及ぼしかねません。例えば数十円の上昇であっても、年間で相当なコスト増になり、小規模事業者にとっては死活問題となります。結果として、人員削減や非正規化の進行、さらには廃業を招けば、かえって地域の雇用機会を減らすこととなり、労働者にとっても不利益となります。

私ども事業者も、人材育成や福利厚生の実施、働きやすい職場環境の整備など、賃金以外の改善策に積極的に取り組んでおります。しかし、大幅引上げを短期間で実施すれば、その努力を継続する余力すら失われかねません。

したがって、本県における最低賃金の改定に当たっては、全国一律の目安をそのまま適用するのではなく、地域経済の実情を十分に踏まえ、段階的、緩やかな引上げとすることを強くお願い申し上げます。

併せて、中小企業の生産性向上を後押しする政策的支援、設備投資や人材育成、適正な価格転嫁の環境整備と一体的に進めていただくことが不可欠であります。

以上、全国の動きはもちろん尊重しつつも、使用者側の立場から現実的な意見として申し述べさせていただきました。ありがとうございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいま使側からの説明とご意見等ございました。

二者協議を行いたいという希望等もございます。労側の方よろしいでしょうか。今のご意見も含めて。

○ 白石委員

労側、白石です。

二者協議に移るのは反対ではございません。

その前に、追加で私共も説明したいと思っておりますので、できれば発言の方よろしいでしょうか。

○ 川口部会長

はい。どうぞ。

< 資料配布 >

○ 白石委員

では、お手元に資料が行き届いたと思いますので、説明させてもらいたいと思います。

まず、めくってもらいまして、前回も言いましたけど、物価上昇で苦しんでいるところで、物価ですね。今、2ページ、出所は連合総研の生活開発研究所の5月15日に出されております第49回の短観でございます。その中でも表記してありますが、1年前と比べて物価が上がったとの認識は初の7割を超えるということで、この物価上昇が生活を苦しめているということになると思っています。

右に1年前と比べた物価認識のDI値はプラス70.9と過去最高値を更新し、初めて7割を超えたということが書いてあります。

下には男女別が書いてありますけど、1年前と比べた物価認識を性別で見て物価がかなり上がったとする割合で、男性が49.5%、女性が62.7%とより増加しておりまして、男性の56.1%より女性の67.7%の方が認識が高まっているということで、やはり物価が上がっているということに対して注目すべきではないかと思っています。

次に、3ページ目ですが、前回出しました各社新聞の資料などから、7月、8月の食糧費の値上げがものすごいということで提示させてもらいましたが、大元のデータでございます帝国データバンクから資料を持ってまいりました。

8月の食料品とか飲料品の値上げが合計1,010品目となったということも書かれておりますし、2枚目を開けてもらいましてこの資料は8月分ですが、7月分の同じ項目で、頭だけ赤字で書いてありますけど、2025年7月の値上げが2,015品目と、前年比の5倍ということと、それに引き続きまして8月の値上げが1,010品目と前年比1.5倍あるということです。注目すべきところは、黄色い枠で書いてありますが全て読み上げるとちょっと時間もございませんので、真ん中から下のほうに2025年度における飲食料品の値上げの勢いは前年に比べて強い状態が続いているということで、この値上げラッシュというのはずっと続いていくのだろうな。今だけではなくて、昨年度からずっと上がり続けている品目がまた増えていくということで、物価から見ると、どんどんどんどんこの流れが続いていくのだろうなということで資料を付けさせてもらいました。

次に、6 ページを開けてもらいまして、これは前回出した資料の中身とほとんど一緒ですが、前は離島を含んだところと、本土平均、離島平均というところで金額差を示したものを提示させてもらいました。今回は、対比比率ということで、同じ資料でございますが、そこをパーセントで示したものを提示させてもらっております。

まず、家庭用のプロパンガスで7年の1月で105.13、そして、灯油だと123.40、レギュラーガソリンで109.14、軽油で114.37と、軒並みやはり離島の方が率でも高いという形になっております。

そして、下に合計を書いておりますけど、平成7年1月分で108.24、そして、6年7月で111.28、6年1月分で109.97。総合的に直近の3回の物価上昇というところで見ますと、鹿児島県は他の県に比べて多くの離島を抱えているということは分かっておりますが、その水準で見ると離島が1割程度物価高になっているということです。鹿児島は離島を含んでおりますし、やはり離島を配慮した形の金額決定をしていかないといけないということで提示させてもらいました。

次に、7 ページですが、これは前回の労働局からの資料にありました最低賃金近傍で働いている労働者に占める割合が配られました。その中で、私も注目したのですが、右側の鹿児島を見ますと最低賃金近傍者が8万人、割合で17.4%ということになっております。

次のページに移りますが、この表を割合の率の高い順に並び替えてみました。並び替えた結果、1番が神奈川、この割合が18.8%、続いて北海道18.3%、埼玉が17.5%、4番目に鹿児島がきております。人数的に8万人で割合が17.4%と、これほどまで多くの方が最低賃金近傍に集まっているということが手にとって分かるのではないかと考えております。

オレンジ色というか、色を掲げているところは、同じくCランクの県でございます。秋田、宮崎は、割合的には16.3%、16.1%となっておりますが、ここの人数は秋田が4万人、宮崎が5万人で、やはり鹿児島は最低賃金近傍で働く人数の割合が非常に高いということがこれで分かるのかなと考えております。Cランクの中では、一番下にも書いてありますがトップ、そして人数も8万人です。

次に、Cランクのところで見ると、沖縄、熊本で6万人ということで、2万人の差があるということが分かりました。

これをどういう分布図になっているかなと思って次のページに移りますが、これは第1回の専門部会の資料で、時間当たりの賃金分布図ということで配られております。その資料ではございますが、鹿児島の所、897円の所が5千人ちょっと。そして、その横の最低賃金の次の価格のところは6千人程度。この5千人規模のところ集中しているということが手にとって分かるのではないかと考えております。

鹿児島だけではなくて次のページに、今言いました先ほどの上位の鹿児島、宮崎、秋田といったところで比べてみました。鹿児島の縦軸が、上が8千人と多かったためにちょっ

と見にくいかもしれませんが、宮崎、秋田は縦線に合わせたラインで高さをそろえてあります。これでいきますと、鹿児島県の最低賃金のラインが5千人ちょっとというところで、やはり5千人以上が最低賃金の近傍の横で固まっておりますし、隣の宮崎ですと、最低賃金の値から見ると、ここが3千人、そして、秋田は同じように2千5百人位ということで、他の県と比べましても最低賃金のところの辺りに人が集中しているというようにことが分かるのではないのかなと思っております。やはり最低賃金の近くに人数が多過ぎるのではないかなと思っております。

次のページが先ほどの資料の中のCランクで割合が少なかった3県で、大分、長崎、佐賀というところを記載しております。緑のラインは鹿児島の最低ラインの所の人数ではございますが、やはり鹿児島のラインから見ると多いところで3千人前後というところが、大分、長崎ですね。これを見ると数も鹿児島よりも少なくなっておりますし、最低賃金から高くなるにつれ、人数も多くなるというか、右肩下がりのところになっていくという形になっております。特に、同じ金額の長崎などを見ますと、最低賃金から横の最低賃金が高いところの分布図もいくつか張り出しているところがございます。

同じように、Cランクの佐賀ですが、佐賀の場合は最低賃金の人数が極端に少なくて、時給換算したときの分布図が手にとるように分かるのではないのかということで、他県との比較で出させてもらっております。

次のページが、同じく、先ほどのラインの所ですが同じCグループで人が少ない、割合の少ない中間あたりの所をとってみました。山形、高知、鳥取というところで、一番上が鹿児島県で緑の所に最低賃金の人数がいるというようにございまして。山形だと千3百人位、高知だと同じ様に千3百人、そして鳥取だと千人以内で、これを見ますと、最低賃金近傍に張りついている人が他県は少なくて、最低賃金以上で働いている人数が分布図的には多いというように形になっております。

やはり全体を見ましても、鹿児島の人数分布図において他県と比べて最低賃金近傍で働いている人間がいかに多いかということが、専門部会で出された資料から照らし合わせて見ても合致していると思っております。

最低賃金近傍で働いている人のセーフティーネットとして、いかに底上げをしていくかということも考えなければいけないと思っております。

最後に、これが第1回の本審の資料で、14-3から抜いておりますけど、最高額と最低額の格差の推移で言いますと、最高はいつも東京なんですけれど、最低額のところに過去10年位の中で鹿児島が4回も入っているところがございますし、下の表から見ますと、鹿児島が最低額との比較をした場合に下から1番目、2番目というところがございます。2018年には鹿児島が単独で最下位というようにもなっております。

やはり全体の流れの中でも、最低賃金が低いというイメージが鹿児島県内にも入っておりますし、各メディアからも報道されますように、今回であれば最低賃金の一番低い秋田

とかやはりそういうような形で表現されたりします。ここの位置づけ、鹿児島としてこのままでいいのかというようなところも念頭に置きながら協議していければなと思っております。

一番下は2024年度のCランク、2023年度のCランクで、昨年度は951円が秋田で、ここが1番手。2番手に952円で熊本、宮崎。そして3番手のグループに鹿児島、長崎、青森と続いております。23年度は1番手が岩手、次に沖縄、そして、3番手にまた鹿児島がきております。やはり地方の格差というようなところもございますし、格差是正も含めてですけど、このままの立ち位置でいいのかということも踏まえて、鹿児島だからこそということで今回の審議に再度臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、物価高というようなところで、こちらもそれに合わせて資料などを作っておりますが、やはり今説明させてもらったとおり物価高はこのまましばらくは続きそうということと、その物価高に対して影響を受けるのは最低賃金近傍の人たちだよと。その最低賃金に近い人は、鹿児島の場合は他県に比べて人数もですけど、割合も多いというところで審議に再び臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の方からの説明は以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいま労側から、前回に加えての補足説明等もございました。

ただいまの説明で、何かご質問、ご意見等ございませんか。

○ 濱上委員

お聞きいたしました。ありがとうございました。いろいろ物価高のお話ありましたけれども、もちろん生活者の方も非常に大変であるということは重々認識をしておりますし、物価高、原材料高ということは、即、企業経営者にとっても非常に大きなインパクトがあります。仕入れ高というのは非常に利益を削っていく大きな要因でございますので、使用者側といいますか、事業者にとっても物価高というのは非常に頭の痛い問題であるということは申し上げておきます。

それから、そんな中で値上げラッシュというお話もありましたけれども、特にB to Cのところではですね、やはり値上げをさせていただいて、そして、その中から賃上げの原資をつくり出していくということ、値上げによって客離れというリスクも抱えながらも、何とか賃上げの原資をつくり出していくということでの、非常に経営努力をしているということもぜひご理解をいただきたいと思います。

物価高というのは、もちろん生活者もですけども、事業経営者にとっても非常に大変

な問題である。利益を削られる非常に頭の痛い問題であるということを申し上げておきます。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ほかには何かご意見、ご質問等ございませんか。

○ 海蔵委員

海蔵委員です。

先ほど、使側からのコメントの中で、直近の業況判断指数も落ち込んでいる、急激な賃上げは非常に経営には大きな影響が及ぶので緩やかな賃上げをとというような、そういったコメントだったというふうに思います。

ただ、物価高がそもそも急激に中長期的に続いていて、賃金は緩やかにとなってしまうと、やはり経済的にスタグフレーションみたいになってしまう恐れがあるし、せっかく長い期間続いたデフレから脱却するために、物価も上がるのだったら、物価が上がった分だけ賃金も上げるというふうにしていかないと、やはりそこからは脱却できないのかなと思っています。

昨年、今年と、連合の春闘でもかなり高水準で賃上げが行われていますが、この間、実質賃金は低下をしています。やはりそれは物価高に賃上げがもう追いついていないということを示唆しているのと同様でございますし、急激な賃上げの水準というのはどこなのか図りかねるところもあるのですが、昨年、徳島が目安50円に対して34円上乗せして、84円を上乗せしました。

その後、たしか弁護士会だったと思うのですが、その後の調査で急激な賃上げをした後の調査をやって、雇用調整なり、経済情勢なり、大きな変化は見られなかったみたいなことが出ていたように記憶しておりますので、使側のそういう見解も理解はするのですが、全体の経済を回していく上では、賃上げは絶対的に必要だということを少し申し上げておきたいと思います。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

関連して、改めて公益とか、ほかにご意見はございませんか。

(意見等なし)

○ 川口部会長

ないようでしたら、先ほどの使側からのご提案でありますように、公益と使側の二者協議を先に行いたいと考えております。よろしくお願いします。

二者協議に関しては1階の研修室に移動をお願いします。そして、もう一者の控室を第1会議室とさせていただきたいと思います。

傍聴者及び取材関係者の方々につきましては、このままこの控室で待機いただきたいと思いますと考えているところであります。よろしくお願いします。

また、公労使による三者協議を再開する際は、改めてまた会議室で議事を再開いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

<二者協議>

○ 川口部会長

お待たせしました。議事を再開したいと思います。

先ほど、使側と公益、二者協議を行いました。その中で、使側の金額の提示がございました。使側の提示が目安どおり64円ということで金額の提示をいただいたところでございます。

改めて補足とかは、使側、ございませんか。よろしいですか。

○ 濱上委員

はい。

○ 川口部会長

ということで、労側のほうからは何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。現時点でのご質問等無いようでしたら、労側との二者協議に移っていきたいと考えておりますけれど。よろしいですか。

それでは、続きまして、労側と公益のほうで二者協議を再度開催いたしたいと考えております。

労側と公益の方は1階の研修室に移動をお願いします。そして、もう1者のほうは控室をお願いいたします。

傍聴者、取材関係者の方々は、取りあえずこの会議室を控室としてご使用いただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

<二者協議>

○ 川口部会長

お待たせしました。議事を再開したいと思います。

先ほどですね、労側と公益側との間でも意見交換をさせていただきました。お互い、労側、使側、それぞれの意見を聞きつつ、現状、そして、これからの考え方と聞かせて頂いたところでは、お互いに考え方に共通する部分も多々あります。ただ、他方、金額の提示に関しては、かなりの隔たりがあり、歩み寄りにはまだ程遠いところにいるという感じがあります。

今回はこれで一応協議会を終わらせていただきまして、改めて、次の第5回専門部会にどれだけ歩み寄れるかも含めてご検討して会議に臨んでいただければと考えているところでもあります。よろしくお願いします。

労側と使側から何かございますか。よろしいですか。

(意見等なし)

○ 川口部会長

それでは、事務局からの連絡事項等をお願いいたします。

○ 二石室長補佐

では、次回は8月21日木曜日10時からの開催となります。会場は本日と同じ、この第2会議室になりますので、よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。それでは、次回は予定どおり、8月21日木曜日10時からの開催となります。

最後に、議事録の確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員をお願いいたします。

これにて本日の専門部会は閉会いたします。どうもありがとうございました。